

# 身体障害者等に対する 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免について

身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」といいます。）の方の日常生活に不可欠な生活手段として使用される自動車について、一定の要件（障害の程度、自動車の名義等）を満たす場合は、申請に基づき自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免が受けられます。

## I 減免の要件

### 1 減免の対象となる障害の程度

#### (1) 身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転、家族運転、常時介護者運転の区分により、対象となる範囲が異なります。

対象者の障害程度		
障害の区分	身体障害者等本人が運転する場合 （「本人運転」といいます。）	生計を一にする方が運転する場合 （「家族運転」といいます。）及び常 時介護する方が運転する場合（「常 時介護者運転」といいます。）
視覚障害	1～3級及び4級の1	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害（注2）	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	該当なし
上肢不自由	1～2級	1～2級の1～2（注1）
下肢不自由	1～6級	1～2級及び3級の1（注1）
体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能 1～2級（一上肢のみの場合を除く） 移動機能 1～6級	1～2級（一上肢のみの場合を除く）
脳病変による運動機能障害		1～3級（一下肢のみの場合を除く）
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸機能障害	1級及び3～4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	1～3級
肝臓機能障害	1～4級	1～3級

（注1） 複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。

ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕1/2欠損（2級の3）又は一上肢機能全廃（2級の4）と一下肢大腿1/2欠損（3級の2）又は一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

（注2） 言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

#### (2) 療育手帳をお持ちの方

障害の区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	障害の程度「A」	

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

障害の区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	障害の程度「1級」	

#### (4) 戦傷病者手帳をお持ちの方

対象となる障害の等級については、県税事務所へお尋ねください。

## 2 減免の対象となる自動車

### (1) 自動車の名義人等の要件

区 分		自動車の名義	運 転 者
本人 運 転	本人所有本人運転	身体障害者等本人	身体障害者等本人
	家族所有本人運転	身体障害者等と生計を一にする方	
家族 運 転	本人所有家族運転	身体障害者等本人	身体障害者等と 生計を一にする方
	家族所有家族運転	身体障害者等と生計を一にする方	
常時介護者運転		・身体障害者等本人 ・身体障害者等本人と生計を一にする方（身体障害者等に限る。）	身体障害者等を 常時介護する方

※ 「生計を一にする方」とは、身体障害者等と原則同居し、生活の資を共にしている親族（配偶者（婚姻未届の者を含む）、6親等内の血族及び3親等内の姻族並びに「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証（佐賀県と連携協定を締結した自治体が発行した書類を含む。）」の発行を受けた者）をいいます。

※ 本人運転の場合は、身体障害者等本人が当該自動車を50%以上運転することが要件となります。

※ 常時介護者運転の場合は、身体障害者等の移動のためにのみ使用することが要件となります。

### (2) 自動車の制限

身体障害者等のために使用する自動車は、車種の制限はありませんが次の要件に該当することが必要です。

- ① 減免できる自動車は、**身体障害者等1人に対して1台の自動車**（軽自動車税種別割の対象となる軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む。）に限ります。
- ② 自動車検査証（いわゆる「車検証」）に「自家用」と記載されている自動車に限ります。（検査証に「営業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません。）
- ③ 運転免許証の免許の条件（車両総重量の制限、特定後写鏡、手動式アクセル・ブレーキ、AT車又はノークラッチ式車両に限る等）に合致した自動車に限ります。
- ④ 減免の対象となる自動車は、身体障害者等が、運転する場合と同乗する場合を合わせて最も使用頻度が高い自動車です。

### (3) 既減免車がある場合の制限等

- ① 減免申請時に、既に減免を受けている自動車（既減免車）がある場合は、既減免車の抹消登録又は移転登録をしなければ、新たに取得された自動車の減免は受けられません。

買い替えた場合の減免（取得年度の減免の可否）

既減免車の処分	取得した自動車	減免の可否	
		自動車税種別割	自動車税環境性能割
抹消登録	新車又はナンバーのついていない中古車（新規登録）	可	可（注3）
	ナンバーのついていない中古車（移転登録）	課税されない <b>（翌年度から減免）</b>	可（注3）
移転登録	新車又はナンバーのついていない中古車（新規登録）	否 <b>（翌年度から減免）</b>	可（注3）
	ナンバーのついていない中古車（移転登録）	課税されない <b>（翌年度から減免）</b>	可（注3）

（注3）取得価額が50万円以下の場合は、自動車税環境性能割が課税されません。

- ② 減免申請時に、既に自動車税環境性能割の減免を受けている自動車（既減免車）が、減免を受けてから1年を経過していなければ、買い替え等により、新たな自動車の取得に係る**自動車税環境性能割の減免は、原則受けられません。**

ただし、既減免車を永久抹消登録した場合や盗難・事故等による理由で自動車を買替える場合は、減免が受けられます。

## II 減免する額

自動車税種別割	<p>45,000円を上限として減免します。</p> <p>ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は、51,700円（バス・トラックは49,500円）を上限として減免します。（H27.4月～）</p> <p>なお、月割で課される自動車税種別割を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この限度額も月割となります。</p> <p>※ <u>上限額を超える差額は納税する必要があります。</u></p>
自動車税環境性能割	<p>課税標準額250万円にかかる税額を上限として減免します。</p> <p>ただし、課税標準額については、身体障害者等が使用するために構造変更に必要な経費（改造費）は全額除外します。</p> <p>※ <u>上限額を超える差額は納税する必要があります。</u></p>

## III 減免申請の手続き

### 1 減免申請期限及び申請窓口

減免する税目	減免を受けようとする自動車・申請期限	申請窓口
自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年度の中途に所有することとなった自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運輸支局に自動車を新規登録、移転登録又は変更登録する日まで</li> <li>② 登録後（上記①の申請期限後）の随時</li> </ul> </li> </ul>	佐賀県税事務所 自動車税課 (佐賀市若楠)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賦課期日（4月1日午前零時）現在、自動車を所有し、減免の要件を備えている場合…自動車税種別割納期限まで</li> <li>○ 4月1日以降、身体障害者手帳等の交付を受け、減免の要件を満たすこととなった場合（前記において申請がなかった場合を含む。）</li> </ul> <p>…毎月末日まで（この場合は、申請の翌月以降分を限度額の月割額を上限として減免します。）</p>	各県税事務所
自動車税環境性能割	自動車を運輸支局に新規登録又は移転登録する日まで（注4）	佐賀県税事務所 自動車税課 (佐賀市若楠)

（注4）自動車税環境性能割については、申請期限後に申請されても減免を受けることができませんので、必ず自動車を登録されるときに減免の申請をしてください。

※ 軽自動車税種別割の減免申請については、お住まいの市役所又は町役場で減免の手続きを行ってください。

※ 軽自動車環境性能割については、市町税ですが、当分の間、県が賦課徴収・還付・減免等の事務を行うこととなりますので、「自動車税環境性能割」を「軽自動車税環境性能割」と読み替えてください。

## 2 減免申請に必要な書類等

本人運転の場合	家族運転の場合	常時介護者運転の場合
① 減免申請書（及び誓約書）	① 減免申請書（及び誓約書）	① 減免申請書
② 身体障害者手帳等（原本）	② 身体障害者手帳等（原本）	② 身体障害者手帳等（原本）
③ 運転免許証（表裏写し可）	③ 運転免許証（表裏写し可）	③ 運転免許証（表裏写し可）
④ 自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要	④ 自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要	④ 自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要
		⑤ 住民票謄本等（発行日から3か月以内のもの）
		⑥ 誓約書

※ 既に減免を受けている方が買い替えの理由で減免する自動車を切り替える場合には、上記記載の書類等のほかに、次の書類等が別途必要となります。

ア 自動車を抹消したとき…減免の適用を受けていた自動車の抹消登録証明書等

### 申請内容に変更があった場合

- 身体障害者等の方の死亡、運転免許証の未更新・返還、手帳の等級の変更・返還等により自動車税種別割の減免を継続することができないような事情が発生した場合は、速やかに最寄りの県税事務所へご連絡ください。
- 県外に転居された場合は、速やかに転居先のナンバープレートに変更し、転居先にて減免手続きを行ってください。

### 問い合わせ先

- 自動車税種別割の減免については

佐賀県税事務所 納税課	0952-30-3162	〒849-8555	佐賀市八丁畷町8-1
唐津県税事務所 納税課	0955-73-1551	〒847-0861	唐津市二太子3-1-5
武雄県税事務所 納税課	0954-23-3103	〒843-0023	武雄市武雄町昭和265

- 自動車税環境性能割の減免については

佐賀県税事務所 自動車税課	0952-30-1511	〒849-0928	佐賀市若楠2-7-5
---------------	--------------	-----------	------------

### 令和5年度から家族運転における減免の要件を緩和します

使用目的・使用回数の要件を廃止します。通院や通学等の証明書の提出は不要です。詳しくは、佐賀県ホームページをご覧ください。

